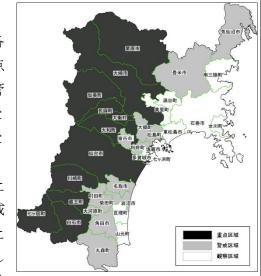
第三期宮地	城県ツキノワグマ管理計画達成状況及び第四期宮城県ツキノワグマ管理計画策定方針	
現計画	達成状況	新計画策定方針
名称 第三宮城県ツキノワグマ管理計画		第四期宮城県ツキノワグマ管理計画
計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間) (第12次鳥獣保護管理事業計画期間内)		令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間) (第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)
第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 管理が行われるべき区域は、県		●変更 区域の考え方は基本的に現計画を踏襲するが、現計画 期間の農業が実界が出源性別に広じて、下記のよい。目

内全域とする。また, 重点区域, 警戒区域, 観察区域に分けて, 各 種対策を実施するとともに, 重点 区域の市町村は、ツキノワグマ管 理事業を実施するため年度ごと の実施計画書を作成することと する。

なお, 山形県及び福島県にまた がる南奥羽地域については,地域 個体群単位で生息状況に応じた 管理を行って行くことが望まし いことから、これらの県との連携 を図った管理の検討を進める。



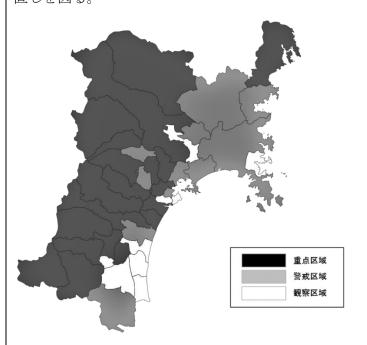
重点区域: 農業被害が発生している市町村

警戒区域: 出没は見られるが,農業被害が発生していない市町村

観察区域: 出没も見られず,農業被害も発生していない市町村

期間の農業被害及び出没状況に応じて, 下記のとおり見

直しを図る。



重点区域: 第三期計画期間内に農業被害が確認された市町村

警戒区域: 第三期計画期間内に出没は見られたが,農業被害

は発生していない市町村

観察区域: 第三期計画期間内に出没も見られず,農業被害も

発生していない市町村

第二種特定鳥獣の管理の目標 個体数管理に関する目標

県内のツキノワグマの生息数は、平成26年度調査結果により、

現計画

1,669(1,199~2,147)頭と推定されたことから、個体 数水準4(安定存続地域個体群)に相当し、この個体数水準の維持を当 面の目標とする。

ツキノワグマの生息頭数の推定については、適時適切な生息調査を実 施するものとし、新たな調査結果が得られた場合は、その調査結果に基 づき宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会 (以下「ツキノワグマ部会」という。)で検討することとする。

なお, 次期管理計画に反映させる生息数調査は現計画期間内に実施す ることとする。

令和 2 年度に県北部の加美町と県中央部の仙台市でカメラトラップ調査を実施した結果、 生息密度は加美で 1.27(0.60-2.70)(中央値(95% 下限値- 上限値))頭/km2、仙台で 1.12(0.75-1.68) 頭/km2、全体では1.21(0.53-2.77)頭/km2 となった。

達成狀況

次に植生やクマの出没状況によって県内に生息域を設定し、宮城県内の生息個体数を推定「増加していることが示唆された。 したところ,全体で中央値 3,147 頭(95%信頼区間 1,618~6,327 頭)、気仙沼地域を除いた 県西部のみの個体数は中央値 3,039 頭 (95%信頼区間 1,528~6,195 頭) と推定された。

	生息域面積	生息	息密度(頭/k		個体数(頭)						
<u></u>	(km²)	中央値	下限値	上限値	中央値	下限値	上限値				
県北	1197.37	1.27	0.60	2.70	1,520	714	3,237				
県央	578.56	1.12	0.75	1.68	647	432	969				
県南	718.97	1.21	0.53	2.77	872	382	1,989				
県西部	2494.90				3,039	1,528	6,195				
気仙沼	347.92	0.31	0.26	0.38	108	90	132				
県内全体	2842.82				3,147	1,618	6,327				

●継続

ツキノワグマによる農林業被害は年度による変動が 大きく,過去数年間の平均値を管理目標とした場合,被 害が大きい年度の値に影響されやすい。

新計画策定方針

現計画では 1,669 頭という個体数水準の維持を目標

国ガイドラインでは個体数水準4(安定存続地域個体

なお,過度な捕獲圧強化とならないよう,計画期間中

は毎年度個体数推定調査を実施し、必要に応じて調査結

群)に該当することから、現計画の管理目標である「個

体数水準の維持」を継続する

果を計画に反映させることとする。

としていたが、令和2年度調査によって3,000頭以上に

指標は「被害額」を用いることとし、長期的に減少傾 向に誘導できるような指標について検討する。

(例:令和8年度末に,第三期計画期間の4年間(H29 ~R2) の平均被害額 (604 万円) から 3 割減の約 420 万 円まで低減させる。等)

被害の防除に関する目標

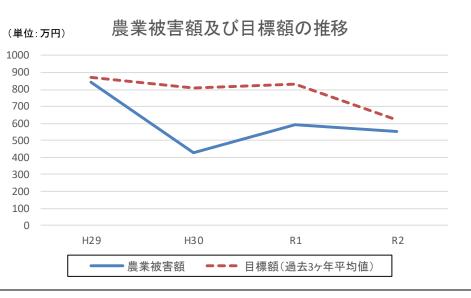
イ 農林水産業等における被害は、毎年度、過去3か年の平均を下回 ることを目標とする。

イ 県内のツキノワグマによる農業被害額は平成28年度に1千万円を超えたもののここ3年 **イ ●変更** 間は5百万円前後で推移している。

管理目標については、平成29年度から令和2年度までの4年間全て目標額を下回った。

県内のツキノワグマ農作物被害金額(平成11年度以降)

(単位:万円) H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 被害金額 7.5 1,067.0 1,199.9 973.9 1,346.5 708.3 349.9 2,995.3 854.0 770.7 年度 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 被害金額 401.7 539.0 371.3 600.3 591.0 | 1.031.8 352.8 1.231.0 841.7 429.8 2(速報値) 年度 R1 被害金額 553.0 591.0



現計画	達成状況	新計画策定方針
	県内のツキノワグマによる森林被害額は平成26年度の約5千万円をピークに減少傾向にあり、令和2年度の被害額は13万円となっている。 管理目標については、平成29年度から令和2年度までの4年間全て目標額を下回った。	
	年度 森林被害額(万円) 森林被害額及び目標額の推移 H24 438 H25 345 H26 4,981 H27 3,125 H28 965 H29 686 H30 187 R1 94 R2 13	
ロ 人身被害については、告知看板の増設並びに被害防止対策のため の広報資料の作成及び配布を行い、人身被害を発生させないことを 目標とする。	ロ 人身被害発生件数は、下グラフのとおり。現計画期間中は毎年度人身被害が発生し、令和元年度は死亡事故が1件発生した。 (件) 人身被害件数 8 6 4 2 0 12 H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	□ ●継続 引き続き、人身被害を発生させないことを目標とする。
ハ 必要に応じて関係機関で構成するツキノワグマ被害対策連絡会議を開催し、被害防止対策の連携を図る。	「ツキノワグマ被害対策連絡会議」を平成29年度、令和元年度及び令和2年度に開催し、クマの出没情報の共有、緊急時の対応に係る連携の確認を図るほか、市町村や県民等に対する注意喚起のあり方、クマとヒトとの軋轢解消を目指した取組等について検討を行った。	ハ ●継続 引き続き、必要に応じて会議を開催し、被害防止対策 の連携を図る。

現計画 達成状況 新計画策定方針 本県は森林率(県土に占める森林の割合)が57%となっており、全国平均より10%低いも ●変更 生息地の保護及び整備に関する目標 のの、仙台市街地近郊にも豊かな森林や渓谷が広がっていたり、住宅街と森林が隣接してい 地域個体群の維持及び人とツキノワグマとの「すみ分け」を図るため、 本県は奥羽山脈沿いの一部地域を除き、クマの生息域 たりする場合が多い。 また、奥羽山脈沿いなど広大な森林が広がっている地域でも、集落や人家が点在している。 関係機関と調整しつつ、ツキノワグマの採餌環境である広葉樹林等の多 と人間の活動区域が近接している場所が多い。 こういった状況から、県としてゾーニング管理は目指したものの、県によるゾーニング管理方針の決定や市町村によるゾーン設定は実現できず、ゾーニング管理を行うことはできな 様な森林が各地で健全に生育している状態を目標とする。また、重点区 現状では、クマが出没した場合の対応については現場 かった。 域・警戒区域においては、「ゾーニング管理」による人とツキノワグマ の状況に応じてその都度判断し, 適切に対処できている のすみ分けを図って行くこととする。実施に際しては、人間活動を優先 ことから、ゾーニング管理に関する記述は削除する。 する地域としての「排除地域」と「防除地域」、ツキノワグマを保護す る地域としての「コア生息地」、出没を防止する地域としての「緩衝地 帯」のゾーニングを行うこととし、県ではゾーニングごとの管理方針の 決定や管理目標の明確化を進めるとともに, 具体的なゾーン設定を行う

管理の実施

(1) 個体数管理

捕獲は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみ行い、数の調整(個体数調整)に よる捕獲は行わないものとする。

市町村の支援を行う。市町村においては、地域におけるクマ出没情報等 を踏まえながら、関係者が協議してゾーンの設定を行うものとする。

イ 捕獲上限の設定

捕獲数の管理は、計画期間内である平成29年度から平成33年度ま での5年間を区切りとして行うこととし、毎年度の捕獲上限割合は推定 生息数の中央値の12%(注1)(200頭)を目途とする。

ツキノワグマの生息頭数の算定については、生息痕等の確認により実 施しているが、全個体を直接把握できないことから誤差が生じやすいた め、捕獲上限の設定に当たっては、適時適切な生息調査を実施するもの とする。

宮城県の個体数管理は、有害鳥獣捕獲及び狩猟で行っており、数の調整による捕獲は行っ

有害鳥獣捕獲数は令和元年度と令和 2 年度に捕獲上限割合である 200 頭を超過し、現計画 期間 (H29~R2) の平均有害鳥獣捕獲数は162頭であった。

県内のツキノワグマ捕獲数(平成2年度以降)

88	位		頭)	
ᆓ	ш	-	34R /	

١.											(単位:即	()
	年度	H2	Н3	H4	H5	H6	H7	Н8	H9	H10	H11	H12
	有害	8	27	57	28	23	28	60	19	30	38	26
	狩猟	20	34	2	7	4	6	4	6	2	7	7
	合計	28	61	59	35	27	34	64	25	32	45	33
	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	有害	53	47	79	44	28	211	19	46	36	74	23
	狩猟	2	19	8	7	20	5	4	6	0	3	11
	合計	55	66	87	51	48	216	23	52	36	77	34
	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(速報値)		
	有害	88	22	75	36	132	64	76	227	279		
	狩猟	1	7	2	9	4	16	8	2	1		
	合計	89	29	77	45	136	80	84	229	280		

口 学習放獣

農林水産業等における被害を引き起こした個体の一部については、捕 殺しない措置として, 学習放獣を試験的に実施し, 県における効果的な 実施手法について検討を進める。

学習放獣を実施するためには、地域住民の理解を得ることが重要であ り、その意義及び効果について啓発に努めるとともに、引き続き調査研 究を進めることとする。

これまでの事例の実績から、学習放獣マニュアルの変更等を検討し、 必要な範囲で今後も調査を継続し、結果内容を宮城県ツキノワグマ学習 放獣マニュアルに掲載する。

現計画期間内においては、学習放獣は行われなかった。

学習放獣を実施するためには、放獣先の確保や麻酔薬で不動化させる措置が必要不可欠で あるが、それらを実施するための体制整備ができていないのが現状である。

●変更

現計画では 1,669 頭という個体数水準の維持を目標 としていたが、令和2年度調査によって3,000頭以上に 増加していることが示唆された。

国ガイドラインでは個体数水準4(安定存続地域個体 群)に該当することから、毎年度人身被害が発生してい る状況踏まえ、ガイドラインの上限である 15%に捕獲 上限割合を引き上げる。

捕獲数の管理は、4月を始期とする年度毎に行う。 (年間捕獲上限頭数:3,147頭×15%≒470頭)

なお、毎年度個体数推定調査を実施し、必要に応じて調 香結果を計画に反映させることとする。

●変更

ツキノワグマ生息数が増加していると推定されている事 を踏まえ、例えば「年度毎の捕獲上限に達した場合は、有 害鳥獣捕獲で捕獲した個体について、捕殺せずに学習放獣 することを検討する。」など、学習放獣を実施する場合の基 準等について検討を行う。

なお、学習放獣については、日本哺乳類学会が「クマ類 の放獣に関するガイドライン」を掲載しており、学習放獣 を検討する市町村等に対しては、当該ガイドラインに沿っ た体制整備等の周知を行う。

現計画	達成状況	新計画策定方針
ハ 有害鳥獣捕獲 ツキノワグマは、繁殖力が弱いこと、及び行動範囲が広いことから、地域単位で個体数管理を行うものでないため、捕獲許可(法第9条第1項の許可のうち、捕獲に係るものをいう。以下同じ)は、知事が行うこととするが、人畜被害のおそれがあるなどの緊急時における捕獲許可に限り、許可権限の移譲を希望し、かつ体制の整っている市町村への許可権限移譲を進める。 捕獲許可については、個体数水準の維持の観点から、被害を効果的に防除するために必要な範囲で、かつ、その必要性を十分審査した上で行うこととし、捕獲がすなわち殺傷につながらないよう最大限の配慮を行うこととする。 捕獲許可の基本的な考え方は、別途定める「有害鳥獣捕獲許可上の注意点」に基づくこととし、可能な場合は移動放獣を実施するよう市町村に働きかけを行うとともに、放獣場所の確保等について、関係機関の協力を得ることとする。また、現在と同様に「ツキノワグマ捕獲調書」を用いて、捕獲個体の生息場所、特徴等の把握を継続する。なお、不測の事態により人身に対する被害が発生している場合又は人身に対する危害が切迫しており、かつ、緊急の措置を要する場合であって、次に掲げる場合に該当するときに限り、口頭許可により処理することができることとする。 (イ) 日常生活の範囲内で人身被害が発生した場合又は被害が予想される場合(山菜採り、きのこ採り等のために山に入って被害を受けた場合を除く。) (ロ) ツキノワグマが、人家の敷地内に侵入している場合(ハ) ツキノワグマが、人が滞在し、又は活動している施設(学校、病院等)の敷地内に侵入している場合(1) いちに関いている場合(1) いちに関いているが、人名の教育のでは関いている。(1) いちに関いているに関いているが、人名の教育に対いている場合(1) いちに関いている場合(1) いちに関いているに関いでは、10 の表に関いているに対いないのは、10 の表に関いているに関いでは、10 の表に関いでは、10 の表に関いているに対しているに関いでは、10 の表に関いているに関いでは、10 の表に関いでは、10 の表に関いているに対しているに対しているは関いないのは、10 の表に関いないのは、10 の表に対しているに対しないのは、10 の表に関いでは、10 の表に対しているに対しているに対しまれる。10 の表に対しているに対しているに対し、10 の表に対しているに対しているに対しまれるに対しているに対しますがある。10 の表に対しまれるに対しているに対しまれるに対しまれるに対しまれるに対しているに対しているに対しているに対しているに対しまれるが、10 の表に対しているに対しているに対しないのは、10 の表に対しているに対しているに対しまれるに対しているに対しているに対し、10 の表に対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しなどのは、10 の表に対しているに対しているに対しなどのは、10 のよりに対しているに対しないのは、10 のは、10 のは、1	ツキノワグマの有害鳥獣捕獲許可は、原則として、被害対策防除措置を講じてもなお被害等が防ぎされない場合に認めており、必要最小限度にとどめている。また、令和3年4月1日時点で緊急時の捕獲許可のために許可権限を15市町村に移譲している。	●継続 新計画においても、農林業被害においては被害防除措置による対策を原則とし、捕獲以外に被害を防ぐ手段がない場合に限って有害鳥獣捕獲を実施することとする。 一方で、全国的にツキノワグマが市街地へ出没する事例が増加していることから、人身被害が発生した場合もしくはその恐れがあり、緊急を要する場合には、引き続き速やかに口頭による捕獲許可を行うこととする。
ため、県地方振興事務所及び関係者と協議した上で、猟友会に対する狩猟の自粛の要請を行うことをツキノワグマ部とにおいて検討する。	ッキノワグマの捕獲数は 有害捕獲数 毎月始めに前月の実績を取りまとめ把握している。 400 今和元年度及び令和2年 3500 度には年度の捕獲上限数に達する見込みであったため,関係機関及びツキノワグマ部会において狩猟の自粛要請について検討を行ったが,平成30年度以前の捕獲数が上限に達していなかったことや,狩猟による奥山への追い上げ効果などを考慮し,狩猟自粛要請は行わないこととなった。	●継続新計画において新たに設定した捕獲上限数に達した場合やその恐れがある場合には、狩猟自粛要請について検討を行う。

現計画 達成狀況 新計画策定方針 ホ 狩猟文化の維持 狩猟免許所持者数は平成25年度以降増加に転じているが、主にわな猟免許所持者の増加に ┃●見出し等の変更 狩猟技術を持つ人々により人身及び農作物の被害防除が行われてい よるものであり、ツキノワグマの狩猟捕獲数は、ここ30年間は10頭未満である場合が多い。 既存の施策を継続することとし, 狩猟免許の取得や更 県内のツキノワグマ捕獲数(平成2年度以降) 新経費への支援, 市町村の有害捕獲担い手育成補助等の る現状に鑑みると狩猟免許所持者の減少は、将来におけるこれらの被害 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 防除に支障をきたすと思われるため、狩猟者を野生鳥獣保護管理の重要 実施により、狩猟免許取得者増加に向けた取組を行うと な担い手として位置付け,関係者との合意形成,狩猟文化の維持及び狩 狩猟 ともに, 普及啓発や狩猟者育成支援のための取組を検討 猟免許所持者の数の維持を図るものとする。 する。 基本的な取組は狩猟者確保対策であることから、見出 狩猟 合計 48 し等は「狩猟者の確保・育成及び狩猟文化の維持」とい 年度 った形に変更する。

○狩猟免許試験の休日、複数会場での実施

平成29年度及び平成30年度:4日間7会場で実施 令和元年度から令和3年度まで:5日間8会場で実施

○市町村等からの要望に応じて、わな免許限定の狩猟免許試験実施 H29:柴田町、H30:丸森町、R1:栗原市、R2:大崎市、R3:大崎市

77

○新人ハンター養成講座及び新米ハンターレベルアップ講座の実施

狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講しているほか、令和 2 年度からは狩猟免許は所持しているが経験が浅い者を対象にした「新米ハンターレベルアップ講座」を開講し、狩猟者確保に努めた。

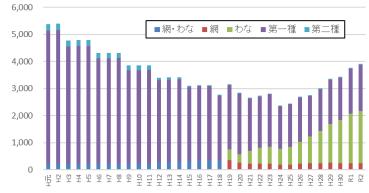
16

80

84 229

45 136





へ 錯誤捕獲の回避

狩猟又は有害鳥獣捕獲に際しては、イノシシ等の捕獲おりの上面へ直径30cmの脱出口の設置、くくりわなは直径12cm以内とした錯誤捕獲(捕獲の目的とする鳥獣と異なる鳥獣を誤って捕獲することをいう。)に十分に配慮したくくりわなの使用等、錯誤捕獲の防止対策を講じるよう努めるものとする。

わなによるイノシシ捕獲数が増加する一方で、特にイノシシ捕獲目的で設置されたくくり わなにツキノワグマが錯誤捕獲される事例が急増している(令和 2 年度はツキノワグマ有害 捕獲数 279 頭(速報値)のうち、錯誤捕獲によるものが 178 頭(約 64%))。

●拡充

わなによる錯誤捕獲を完全に防ぐことは非常に困難 であるが、錯誤捕獲が発生した箇所でのくくりわな使用 中止や、ツキノワグマが錯誤捕獲されにくいタイプのく くりわなへの切り替えの指導、錯誤補額が発生した場合 の放獣体制の整備等について追記することを検討する。

現計画	達成状況	新計画策定方針
(2)人身被害防除	県自然保護課ホームページに「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会ってしま	●継続
人身被害防除については,「山地での人身被害対策」と「人里での人	ったら」を掲載。	現計画を継続、引き続き人身被害防除に努める。
身被害対策」とに区別される。	また,各市町村から提供のあったツキノワグマ出没情報を一覧表形式で公表すると共に,	また, ツキノワグマの侵入経路となり得る河川敷の除
イ 山地での人身被害対策	平成30年度からはGooglemapで地図化し、自然保護課ホームページで掲載している。	草等といった市街地出没対策等について記載の拡充を
山地は、ツキノワグマの本来の生息地であることから、基本的には、	そのほか、令和3年度から子ども向けの講座として「ツキノワグマのことを学ぼう ~クマ	検討する。
入山者等の自己責任に帰するものであり,市町村及び関係機関と連携し	による事故を防ぐために~」をみやぎ出前講座のメニューとして開設し、ツキノワグマの生	
て次のような取組を実施することにより,入山者等の自己防衛意識の啓	態を学ぶと共に、人身事故を防ぐための方法について周知を図っている。	
発を図ることとする。		
(イ) 「クマに会わないためには」及び「万が一クマに会ってしまっ	各市町村においては、出没の多く見られる箇所での看板の設置、出没時の住民向けメール	
たら」を広報誌,インターネット等の各種媒体を通じて周知する。	配信サービスの運用、防災行政無線でや広報車による注意喚起を行うなど、被害の未然防止	
自然保護課HP:http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/	に努めている。	
(ロ) ツキノワグマの出没情報について,看板の設置,インターネ	また、市街地にクマが出没して、人身被害が発生した場合もしくはその恐れがあり、緊急	
ット等により、広く周知を図る。	を要する場合には、速やかに口頭による捕獲許可を行っている(令和3年4月1日時点で緊	
(ハ) 登山道,野外キャンプ施設等において,ツキノワグマを誘引す	急時の捕獲許可のための許可権限を 15 市町村に移譲している。)。	
る原因となる生ごみ等を残さないよう入山者に対して啓発を図	そのほか「ツキノワグマ被害対策連絡会議」を平成29年度,令和元年度及び令和2年度に	
るとともに、山地にある観光施設等において、それらの施設管理	開催し、クマの出没情報の共有、緊急時の対応に係る連携の確認を図るほか、市町村や県民	
者に対して生ごみ等の適切な処理を行うよう指導する。	等に対する注意喚起のあり方、クマとヒトとの軋轢解消を目指した取組等について検討を行	
	った。	
ロ 人里での人身被害対策		
ツキノワグマが出没した場合, 市町村と連携して, 該当地域の住民へ		
の周知及び注意喚起を図るとともに、警察等関係機関との連携により、		
被害の未然防止又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じること		
とする。		
また, ツキノワグマの人里への誘引要素となる廃棄農産物, 生ごみ, 放		
棄果樹などの適切な処理の徹底について,引き続き普及啓発を図ること		
とする。		
特に, 市街地や集落内の住宅密集地など人間の居住地であり, 人間の		
安全が最優先される地域(排除地域)では、「ゾーン管理」の考え方も		
踏まえながら、人里に固執するツキノワグマ個体の選択的排除に努める		
こととする。		
(3) 農林水産業等被害防除		●継続
(3) 展外が産業等傚音的除 イ 被害状況の把握	イ 関係部局と連携を図りながら、情報共有を行った。	● 極祝 各種防除対策を引き続き推進するとともに, 効果につ
本 被害状況の拒妊 農林水産業等における被害については、今後とも、関係部局と連携を		・
図り、被害金額と併せて、自家消費用等被害額に現れない実態の把握に		いく。
回り、		・電気柵の設置・管理
周力が分しことする。		・追い払い
口 農林水産業等被害防除		・生ごみ等誘引物の管理
(イ) 電気柵の設置	(イ)クマによる被害があった場合は現地調査を実施し、被害者に対し電気柵の設置や、既	
農林水産業等における被害の防除には、電気柵の設置が有効であると	(イ) クマによる被害があった場合は現地調査を美地し、被害者に対し電気柵の設置や、既 に設置している箇所については、管理等について指導を行った。	・皮剥ぎ対策
辰州小庄未守における改古の別体には、电烈情の改直が有効であると	に以直している回房については、目垤守について指令を打つた。	- ', ', ', ', ', ', ', ', ', ', ', ', ',

現計画	達成状況	新計画策定方針
されていることから、引き続き、国庫補助事業、交付金等を活用し、被害が多い地域における電気柵の導入の促進を図ることとする。 しかし、電気柵を一部の場所に設置しても、被害発生場所が移動する結果だけになることもあるため、共同での設置、山地と接している農地への重点的な設置など、一体的・効率的な実施が図られるよう、市町村と連携して進めていくこととする。	特に電気柵は設置方法によって効果が著しく低下することから、県地方機関や市町村担当者等との会議の場において、一般社団法人日本養蜂協会が発行している手引書などを活用し、正しい設置の仕方について周知を図った。	
(ロ) 追い払い 人里に下りてきたツキノワグマを捕獲することなく,空砲等で威嚇して安全に山に追い払う手法の検討を引き続き実施する。	(ロ)被害のあった場合に、電気柵の設置や誘引物の除去等の指導を行ったほか、必要に応じて花火等を用いた追い払いを行った。	
(ハ) 生ごみ等誘引物の管理 人身被害防除と同様に、ツキノワグマの人里への誘引要素となる人家 周辺の生ごみ、廃棄野菜、放棄果樹などの適切な処理の徹底について、 引き続き普及啓発を図ることとする。	(ハ) クマによる被害が発生した場所で誘引物が認められた場合は、それらの除去の指導を 行った。	
(二) 林縁部の刈払い ツキノワグマの耕作地への侵入を抑制するためには、人とクマの生息 環境に緩衝帯を設置することが有効と言われていることから、林縁部の 刈り払いや隠れ家となる樹林地の除間伐を進めるなど、農家や森林所有 者に対して働き掛けていくこととする。	(二)市町村が主体となって、林縁部の刈払い等について普及啓発を行った。	
(ホ) 皮剥ぎ対策 皮剥ぎ対策としては,試験研究機関を中心に被害実態の把握に努めることや,簡易で低コストの被害対策の確立に向け調査を継続して実施していくこととする。	(ホ) 宮城県林業技術総合センターで被害実態を把握し、パンフレット「宮城県における クマ剥ぎ被害発生状況について」を発行して被害対策の普及啓発を行った。	
(4)生息環境の保全・整備 国有林については、奥羽山脈及び北上山地において、「緑の回廊」の設定による野生動植物の生息生育地の保護・保全及び移動分散経路の確保、森林生態系の保全などの取組を進めていくこととされている。県としては、関係機関と調整しながら、次のような取組を推進することとする。 イ農地周辺の林緑部の刈払いロ針広混交林への誘導(各市町村森林整備計画と整合した針葉樹と広葉樹とが混生する多様性に配慮した森林づくり)ハ鳥獣保護区の見直し等による生息地の保全ニ天然生林(主として天然の力の活用により成立させ、及び維持する森林)の的確な保全・管理ホ広葉樹林の造成(各市町村森林整備計画と整合した伐採跡地の広葉樹林化及び休止している牧野の広葉樹林の造成)へ管理が放棄されている里山の森林整備(下刈り、間伐等)	宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会に仙台森林管理署職員も委員として委嘱されており、当県におけるツキノワグマをはじめとした各特定鳥獣管理事業の取組状況について情報共有を図っているが、森林管理署と連携した取組の推進には至らなかった。	

現計画 新計画策定方針 達成状況

(5) モニタリング等の調査研究

県林業技術総合センターとの連携により、生息動向、生息環境、被害 状況等に関する「短期的モニタリング」及び「中長期的モニタリング」 を実施し,区域毎の状況及び施策の実施状況を把握し,及び計画へのフ ィードバックを行うことにより、より適切な管理が行われるよう努め る。

イ 短期的モニタリング

次の表に記す調査を実施することにより, 個体数を推定し, 及び被 害地を特定する。

部	暫直項目	調査内容	調査方法
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所,個体の体重・体長・性別・年齢,子の有無,その他	捕獲報告票の収 集
動向調査	放獣個体の行 動	学習放獣した個体の回 帰状況,再被害防止効 果,行動圏の範囲,その 他	学習放獣した個 体のイヤータグ 等による動向調 査
生息環境	豊凶調査	結実状況,その他	定点調査
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所, 被害者の年齢・性別,被 害発生の状況,負傷の程 度,被害発生後の対応, その他	人身被害報告書 の収集
	農林水産業被 害	被害発生の場所,被害の 種目・面積・被害量・金 額,その他	県農産園芸環境課ほか

ロ 中長期的モニタリング

次の表に記す調査を実施することにより,効果的な防除方法を確立す る。

調査	項目	調査内容	調査方法
個体情報	試料収集	内臓, 血液, 歯, 毛などから得られる個体の情報, その他	捕獲個体の収集
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方 法・規模,その他	聞き取り
	効果	被害防除効果の程度,その他	
生息動向	生息状況	生息痕跡及び個体の目撃場 所,その他	観察調査,追い出し調査

イ 個体情報については、県内で捕獲された全てのツキノワグマについて捕獲調書を作成、 回収し、情報収集を行った。

動向調査については、イヤータグを装着した個体の目撃情報等が散発的に寄せられるも のの、当該個体の回帰状況や行動圏等の分析までは至らなかった。

豊凶調査については、東北森林管理局が行っている調査に加えて、県独自にブナとミズ ナラを対象にした結実状況調査を実施した。

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
是	ブナ※1 【森林管理局調査】	皆無	皆無	豐作	皆無	凶作	皆無	並作	豊作	皆無	凶作	凶作	並作	皆無	凶作	皆無	豊作	皆無	並作	皆無	大凶作	並作	大凶作	凶作
の豊田	ブナ※2 【宮城県調査】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	豊作	凶作	豊作	凶作	凶作	豊作	凶作	凶作
状況	ミズナラ※3 【宮城泉調査】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	並作	凶作	豊作	凶作	豊作	凶作	並作	凶作
_	※1 森林管理局が実施している開花・結果顕青の豊凶判定は、「豊凶」「並作」「凶作」「大凶作」の4段階で評価している。																							

381 新存在場所の改造している時間・結束技術の並出中には、「並出」またり出作する内容はないない。 (判定は、社のから)需要が大法的行う変要されている。)
 382 実体帯で実施している産業保護(出版者の登記中学は、「型以1 並作」(20年)の30時で評価している。
 38.2 大学の型は利定については、数本間販売を製助、型作年を検定する必要があるため、無面参考機とする。

被害状況については、人身被害発生の都度情報を収集する共に、農林水産業被害について は県の農業及び林業部局において被害状況調査を実施した。

ロ 中長期的モニタリングについては、試料収集やそれらの分析、得られた情報の活用方法 などといった実施体制が整わなかったことから、現計画期間中には実施されなかった。

●継続もしくは変更

短期的モニタリング調査については、 今後も継続して 実施していく。

中長期的モニタリング調査については、調査結果の活 用法等についても踏まえながら,実施について検討を行

現計画	達成状況	新計画策定方針
計画の実施体制及び普及啓発		●継続
(1)各機関の果たす役割		引き続き既存の計画を継続するともに, 現計画で達成
イー県		できなかった事項について実施に努める。
県は、計画の策定、計画に基づく各種施策の実現、モニタリングの実		また、ツキノワグマ肉のジビエとしての利活用の可能
施、施策の評価及び計画の見直しを行うこととし、その円滑な運営のた		性や放射能の検査体制等に関する記載の拡充について
めに次の事項を行うこととする。		検討する。
なお、ツキノワグマ部会において、モニタリングの結果を評価し、及		
び計画にフィードバックすることにより,捕獲上限数を含む計画の見直		
し及び管理の実施全般について検討を行うこととする。		
(イ) 個体数管理など各種施策の実施状況の把握に努め、関係者に対	(イ) 有害捕獲頭数を把握し、県ホームページにより情報提供を行った。	
する情報の提供並びに必要な指示及び助言を行う。		
(ロ) 計画の推進に当たっては、市町村、国、隣接する県等との調整	(ロ) 各市町村が作成する被害防止計画との整合性を図りながら、計画の推進に努めた。	
を図りながら行う。		
(ハ) 関係者に計画の実施について協力を要請し,管理を効果的に実	(ハ) 毎年度, 各地方振興事務所や県内各市町村を対象に担当者会議を開催し, 本計画を含	
施するための体制を構築する。	め、本県における野生鳥獣対策について周知を図った。	
(ニ) 地域における管理の推進について協議する体制を整備し、広域	(二) 広域的連携による各種施策の推進までは至っていないものの, 地方機関単位で関係者	
的連携による各種施策の取組が促進されるよう努める。	が参集し、クマに関する情報の共有や、緊急時における連絡体制の整備など行っている。	
(ホ) 管理に対する県民の理解を深めるため,計画に基づく各種施策,	(ホ) 出没位置の情報収集を行い、県ホームページにより情報提供を行った。	
ツキノワグマの生態等に関する啓発に努める。		
(へ) 大学, 県林業技術総合センター等の研究機関と連携を図りなが	(へ) 県林業技術総合センターのクマ剥ぎ被害の発生状況調査などにより、被害防止対策の	
ら,生息調査,生息動向調査等の調査研究を実施する。	推進を図った。	
	また、令和2年度及び令和3年度にカメラトラップによる個体数推定調査を行った。	
口 市町村		
(イ) 地域住民, 県など関係者と連携し, 計画に基づく各種施策の実		
施等地域の実情に応じた対策を行う。		
(ロ) 県と連携し、地域住民に対し、計画に基づく各種施策に対する		
理解を求め、及びツキノワグマの生態等に関する啓発を行う。		
八 猟友会		
(イ) 管理の担い手として計画の目的及び内容を理解した上で, 県又		
は市町村の要請に基づき必要な措置を実施する。		
(ロ) 鳥獣の生態を熟知する者として,必要に応じて,行政,関係団		
体、地域住民などに対し、被害防除などについての助言を行う。		
(2) 隣接する県との調整	東北各県との意見交換については、東北各県が参集するブロック会議のほか、電話やメー	●継続
南奥羽保護管理ユニットは, 山形県及び福島県にまたがるものである	ル等で適宜行っているが、南奥羽保護管理ユニットに特化した打合せ会は開催できていない。	東北各県が参集する会議等で引き続き情報交換を行
ことから, 広域保護管理の考え方から, 引き続き情報交換を行うととも		うほか,必要に応じて南東北地域のツキノワグマ保護管
に、南東北地域におけるツキノワグマの広域保護管理に係る打合せ会を		理に関する打ち合わせ会の開催について検討する。
両県に呼び掛けて開催する。		

現計画	達成状況	新計画策定方針
(3) NPO との連携	NPO 等と連携した学習放獣や生息状況調査については、パートナーとなる NPO の発掘、連携	●継続
ツキノワグマの学習放獣, 生息状況の調査等については, 行政のみの	のあり方や仕組み作り等が整備できなかったため、現計画期間内では未実施である。	現計画を継続し、パートナーの発掘等に努めていく。
取組では限界があることから, N P O 等との連携を図ることが重要であ		
り、パートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいくこととする。		
(4) 普及啓発	ツキノワグマの生態等について、自然保護課ホームページに掲載した。	●継続
計画の目的及び内容について,広報誌等により県民への普及に努める	また、令和3年度から子ども向けの講座として「ツキノワグマのことを学ぼう ~クマによ	現計画を継続し、大人向けの講座開設についても検討
こととする。また、学校、町内会等自治会などとの連携を図り、学校教	る事故を防ぐために~」をみやぎ出前講座のメニューとして開設し、ツキノワグマの生態を	する。
育及び生涯学習を通して、ツキノワグマの生態、ツキノワグマとの適切	学ぶと共に,人身事故を防ぐための方法について周知を図っている。	
な関わり方などについての啓発に努めることとする。		